別表第３（第６条関係）

区分		区分詳細	許可条件	必要書類	許可期間（最長）
住所異動に伴うもの	①	引越し予定先の学区の学校への通学を希望する場合	許可開始希望日から１年以内の引越し見込が確認できること	建築請負契約書・賃貸借契約書等（引渡・入居予定日が確認できるもの）	転居予定日まで
	②	転居後も引き続き従前の学校に通学を希望する場合	通学の方法について、在籍中の学校と合意済であること		卒業まで
家庭環境によるもの	③	共働き等により、預託する祖父母宅等の学区の学校に通学を希望する場合	小学校のみ	保護者の勤務証明書、保護監督する者の預かり証明書	卒業まで
教育的配慮によるもの	④	兄姉が就学している学校へ就学を希望する場合	入学時点で、兄姉が在籍していること		卒業まで
	⑤	過去に長期欠席があるなど、性格・精神の状態から転校に支障があると認められる場合		相談機関の意見書、校長の事実確認書、保護者の理由書	必要な期間
	⑥	その他、教育委員会が特に必要と認める場合		状況に応じて、教育委員会が決定する	必要な期間